

## 診療報酬明細書等の開示請求を行う方へのお知らせ

「診療報酬明細書等の開示請求書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

### 1 開示請求ができる方

開示請求ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 後期高齢者医療の被保険者本人（被保険者であった者を含む）
- (2) 被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) 広域連合長が特別の理由があると認めた代理人
- (4) 亡くなられた被保険者の配偶者又は2親等内の血族
- (5) 亡くなられた被保険者の相続人（（4）に該当するものを除く）
- (6) (4)又は（5）の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人

### 2 開示請求に当たって必要な書類等

開示請求は、被保険者の住所のある(あった)市町村(後期高齢者医療担当課)窓口又は、埼玉県後期高齢者医療広域連合で次の書類等をご持参のうえ手続きして下さい。

(必要な書類等をすべて広域連合に郵送し手続きを行うこともできます。)

- (1) 「診療報酬明細書等の開示請求書」
- (2) 開示請求を行う方の本人確認ができる書類（詳細は裏面のとおり）
- (3) 開示請求者が被保険者以外の場合における、開示請求者と被保険者との関係確認ができる書類（詳細は裏面のとおり）

### 3 診療報酬明細書等について

診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではありません。

また、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。

### 4 保険医療機関等に対する事前確認及び調剤薬局への事後通知

診療報酬明細書等の開示に当たっては、被保険者の診療上支障が生じるおそれがないこと又は亡くなられた被保険者の生前の意思及び名誉を傷つけるおそれがないことについて当該保険医療機関等に事前に確認する必要があります。

従って、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、部分開示又は不開示となる場合があります。

また、調剤報酬明細書を開示する場合においては、調剤薬局へ事後的に開示した旨を通知します。

### 5 開示について

- (1) 「診療報酬明細書等の開示請求書」を受理した日から開示決定までの所要日数は、30日程度を要します。
- (2) 「診療報酬明細書等開示等決定通知書」は、広域連合から開示請求者へ郵送されます。
- (3) 部分開示・不開示決定に関する照会については広域連合にお願いします。

## 6 開示（交付）方法について

開示（交付）方法は、広域連合窓口で閲覧  
広域連合窓口で写しを交付  
広域連合から郵送で写しを交付 のいずれかによります。

広域連合から「診療報酬明細書等開示等決定通知書」と一緒に郵送される「診療報酬明細書等開示方法等申出書」でいずれかを指定してください。

なお、費用は、写しの作成に要する費用と、郵送による交付を希望された場合には郵送料（本人限定受取郵便による）がかかります。

### ○「診療報酬明細書等の開示請求書」を提出の際、開示請求を行う方の本人確認に必要な書類

#### 【官公署が発行する写真の貼付された書類】

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（パスポート）、在留カード、身体障害者手帳（写真付きのもの）等

#### 【その他（2種類以上組み合わせたもの）】

後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

（開示請求書に記載された氏名、住所等が同一であることを確認できるもの）

※開示請求書を広域連合に郵送して開示請求を行う場合は、上のいずれの書類であっても2種類以上必要です。それに加えて開示請求者の住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。コピーは不可）が必要です。

★婚姻等のため、開示請求書の提出時の氏名と開示請求する診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類を添付して下さい。

### ○開示請求者が被保険者以外の場合における、開示請求者と被保険者との関係確認ができる書類

#### （1）被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人が開示請求を行う場合

※ 登記事項証明書、家庭裁判所の証明書、その他法定代理人関係を確認し得る書類のいずれかの書類

#### （2）広域連合長が特別の理由があると認めた代理人が開示請求を行なう場合

※ 被保険者の委任状その他代理人であることを証明する書類

#### （3）亡くなられた被保険者の配偶者又は2親等内の血族者が開示請求をする場合

※ 戸籍謄本等亡くなられた被保険者との続柄を証明できる書類

#### （4）亡くなられた被保険者の相続人（（3）の該当者を除く）が開示請求をする場合

※ 亡くなられた被保険者の相続人であることを証明できる書類

#### （5）（3）又は（4）の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人

※ 登記事項証明書、家庭裁判所の証明書、その他法定代理人関係を確認し得る書類及び亡くなられた被保険者の配偶者等又は相続人であることを証明できる書類